

平成 23 年 4 月 5 日

各 位

盛岡信用金庫

「東日本大震災」に伴う被災信用金庫の
お客さまに対する「預金の代払い」について

この度の「東日本大震災」により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さまの安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

盛岡信用金庫（理事長 佐藤利久）では、この度の震災及び、原発事故の影響に伴い、一時的にお住まいの地域から避難されている被災信用金庫のお客さまに対し、被災信用金庫の預金の払戻しをご希望された場合に、下記により「預金の代払い」のお取扱いを実施しておりますのでお知らせいたします。

記

1. 取扱開始日

平成 23 年 3 月 28 日（月）

2. お取扱い窓口

当金庫の全営業店

3. 該当となる被災信用金庫

- ・宮古信用金庫（岩手県宮古市）
- ・杜の都信用金庫（宮城県仙台市） 4月5日から対象となりました
- ・石巻信用金庫（宮城県石巻市）
- ・気仙沼信用金庫（宮城県気仙沼市）
- ・ひまわり信用金庫（福島県いわき市）
- ・あぶくま信用金庫（福島県南相馬市）

※（ ）内は本店所在地

4. 対象となるお客さま

上記被災信用金庫に普通預金または、貯蓄預金をお持ちの個人のお客さま

5. 支払限度額

1口座について1日1回、残高の範囲内でかつ10万円以内

6. 本人確認

本人確認書類が必要となります。

なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、ご本人さまであることを確認させていただいた上、限度額の範囲内での預金の払戻しに対応させていただきます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

盛岡信用金庫 本支店

盛岡信用金庫 事務部 事務管理課

019-652-2471